

資料 11

事務連絡
令和4年1月20日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治税務局 企画課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

令和4年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての 留意事項等について

令和4年度税制改正については、令和3年12月10日に与党税制改正大綱が取りまとめられ、政府は、令和3年12月24日に「令和4年度税制改正の大綱」を閣議決定したところです。

現在、これに沿って、地方税法の改正法案の作業を進めているところですが、さしあたり現段階における令和4年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 令和4年度地方税制改正

令和4年度地方税制改正においては、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税等の税負担の調整、法人事業税の附加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講ずることとしている。また、e-LTAXを通じた電子申告・申請の対象手続の拡大など地方税務手続のデジタル化を推進することとしている。

1 令和4年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 固定資産税等

① 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について

ア 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとしていること。

イ 都市計画税においても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うこととしていること。

② 令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査申出をすることができるとしていること。本特例措置について、対象者（対象土地に係る令和3年度分の固定資産税の納税者）に対して改めて個別に通知する必要はないが、納税通知書に同封する書面への記載や広報紙への掲載など、周知に努めていただきたいこと。

③ 固定資産税等の特例措置のうち創設等の主なものは次のとおりであり、このほか令和3年度末で適用期限を迎えるものについて延長等の所要の措置を講ずることとしていること。

ア 「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

なお、本特例措置については地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わが

まち特例」)を導入することとしており、本特例措置の対象に係る固定資産税及び都市計画税の賦課徴収のためには、参酌基準による場合も含め、特例率を定める条例を制定する必要があること。

イ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、土砂災害特別警戒区域等の区域内で一定の住宅建設を行う者に対し、「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外した上で、2年延長することとしていること。

(4) 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等

ア 「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)により不動産登記法が改正され、登記簿に登記される事項が新たに追加されること等に伴い、次の措置のほか、所要の措置を講ずることとしていること。

(ア) 登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に以下a～eの事項を追加することとしていること。

a 所有权の登記名義人について登記された会社法人等番号(「不動産登記法」(平成16年法律第123号)第73条の2第1項第1号関係)

b 外国に居住する所有權について登記された登記名義人の国内連絡先(不動産登記法第73条の2第1項第2号関係)

c 所有權の登記名義人の相続人である旨の申出(相続人申告登記の申出)があった旨及び当該申出をした者の住所等(不動産登記法第76条の3関係)

d 所有權の登記名義人について死亡の符号が表示された旨(不動産登記法第76条の4関係)

e 所有權の登記名義人から提供された検索用情報(氏名のふりがな、生年月日等)(不動産登記法第76条の6関係)

(イ) 登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に、(ア)に掲げる事項のほか、登記所に対してDV被害者等である旨の申出(不動産登記法第119条第6項)を行った登記名義人等の住所に代わる事項を追加することとしていること。なお、当該者の登記簿上の住所については、引き続き通知されること。

(ウ) 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わり、上記(イ)により新たに登記所から通知される事項(住所に代わる事項)を記載しなければならないこととしていること。

(注) 上記(ア)の改正は民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日から、上記(イ)及び(ウ)の改正は同条第2号に定める日(令和6年4月1日)から、それぞれ適用することとしていること。

イ 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等に関し市町村において現在行われているDV被害者等に対する支援措置(住民基本台帳事務に係る支援措置

の申出がなされた場合等において、DV被害者等の住民基本台帳上の住所を削除する等の措置)が可能である旨を、法令上明確化することとしていること。

なお、住所地市区町村に対して支援措置の申出があり、当該DV被害者等が他の市町村に固定資産を所有している場合において、住所地市区町村から当該他の市町村へ当該申出に係る情報を伝達する具体的な方策等について、現在検討中であり、本年度中に通知することとしていること。

(2) 不動産取得税

① 医療機関の開設者が、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)に規定する認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得した不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

② 不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知等

ア 登記所は、市町村に対して登記情報を通知した場合は、都道府県に対しても当該登記情報を通知しなければならないこととしていること。なお、都道府県への通知は、紙ではなくデータ形式によることとしており、通知開始(令和5年4月)から当面の間は、USBメモリ等の電子媒体による受け渡しを予定していること。

イ 不動産を取得した者が、その登記の申請をした場合は、都道府県に対する不動産取得税に係る申告又は報告を不要とするほか、所要の措置を講ずることとしていること。

ウ 上記イの場合においても、不動産取得税の賦課徴収に必要があると認めるときは、都道府県知事は不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関する事項を申告又は報告させることができることとしていること。

エ 都道府県が住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に該当すると認める場合は、不動産を取得した者から申告がなくとも当該特例措置を適用することができることとしていること。

(注) 上記(エを除く。)の改正は令和5年4月1日から適用することとしていること。

(3) 法人住民税・法人事業税

① 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応

法人税における賃上げ促進税制に合わせ、給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度を改組し、法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給額を付加価値割の課税標準から控除できる

こととしていること。

(注) 雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずることとしていること。

② 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超える年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

③ ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

ア ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者（特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。）である法人が行うもの（以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人事業税については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課することとしていること。

イ ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。以下「一般ガス供給業」という。）に係る法人事業税については、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては所得割額によって、それぞれ課することとしていること。

ウ 特定ガス供給業及び一般ガス供給業に係る法人事業税の標準税率をそれぞれ次のとおりとすることとしていること。

(ア) 特定ガス供給業

 収入割 0. 48%

 付加価値割 0. 77%

 資本割 0. 32%

(イ) 一般ガス供給業

 a 資本金1億円超の普通法人

 付加価値割 1. 2%

 資本割 0. 5%

 所得割 1%

 b 資本金1億円以下の普通法人等

 所得割 年400万円以下の所得 3. 5%

 年400万円超年800万円以下の所得 5. 3%

 年800万円超の所得 7%

 c 特別法人

所得割 年 400万円以下の所得	3. 5%
年 400万円超の所得	4. 9%
(特定の協同組合等の年 10億円超の所得)	5. 7%

(注) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

工 特定ガス供給業を行う法人及び一般ガス供給業を行う法人に係る特別法人事業税の税率をそれぞれ次のとおりとすることとしていること。

(ア) 特定ガス供給業を行う法人の収入割額に対する税率 62. 5%

(イ) 一般ガス供給業を行う法人

上記ウ(イ)aに掲げる法人の所得割額に対する税率	260%
--------------------------	------

上記ウ(イ)bに掲げる法人の所得割額に対する税率	37%
--------------------------	-----

上記ウ(イ)cに掲げる法人の所得割額に対する税率	34. 5%
--------------------------	--------

才 その他所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

④ 外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税額等には、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれないことを明確化することとしていること。

⑤ グループ通算制度の施行に伴う国税における外国税額控除等の見直しを踏まえ、法人住民税の外国税額控除等について所要の措置を講ずることとしていること。

⑥ 法人税において、中小企業における所得拡大促進税制の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(4) 個人住民税

① 住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置

令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額することとしていること。

この措置による令和5年度以降の個人住民税の減収額は、地方特例交付金により、全額国費で補填することとしていること。

② 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることとしていること。

この見直しに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う等所要の措置を講ずることとしていること。

上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずることとしていること。

③ 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

ア 公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとしていること。

上記の改正は、令和4年度分以後の個人住民税について適用するものであること。

イ 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置を講ずることとしていること。

上記の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等について適用するものであること。

ウ 確定申告書における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加することとしていること。

上記の改正は、令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用するものであること。

④ 個人住民税における寄附金税額控除に係る申告特例申請書、申告特例申請事項変更届出書及び申告特例通知書について、「性別」の記載を不要とすること。

上記の改正は、令和4年4月1日以後に行われた寄附について提出される申告特例申請書等について適用するものであること。

(5) 納税環境整備

① e L T A X を通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、e L T A X を通じて行うことができるよう所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応することとしていること。

② e L T A X を通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、e L T A X を通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用することとしていること。

③ e L T A X を通じた電子納付に係る納付手段の拡大

ア e L T A X を通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができることとしていること。

イ 機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、当該機構指定納付受託者が委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなすこととしていること。

ウ 納税者が機構指定納付受託者を通じた納付手続を行った場合であって、当該機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付しなかったときには、地方公共団体は、保証人に関する徴収の例により当該機構指定納付受託者から徴収することとしていること。

エ 地方公共団体が、機構指定納付受託者の指定に関し、意見を述べができる等の手続について、所要の措置を講ずることとしていること。

オ その他所要の措置を講ずることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用することとしていること。

④ 更正請求書等の記載事項の整備

更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外するほか、所要の整備を行うこととしていること。

(注) 上記の改正は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度から適用することとしていること。

⑤ 二輪車等に係る軽自動車税の申告手続の簡素化

二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車について、主たる定置場又は二輪車等の所有者の変更に伴う市町村域を越える二輪車等の転出入に際し、当該二輪車等の新たな主たる定置場所在の市町村に対する軽自動車税種別割の申告又は報告に基づき、当該市町村から従前の主たる定置場所在の市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築することとし、地方公共団体情報システムの標準化のための基準（税務システム標準仕様書）に盛り込むなど、所要の措置を講ずることとしていること。

⑥ タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

地方税関係書類に係るスキャナ保存制度及び地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に地方税関係書類に係る電磁的記録又は地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタ

イムスタンプ（現行：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ）を付すこととしていること。

(注1) 上記の改正は、令和4年4月1日以後に保存が行われる地方税関係書類又は地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録について適用することとしていること。

(注2) 令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間に保存が行われる地方税関係書類又は地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件について、従前どおり上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置を講ずることとしていること。

(6) 航空機燃料譲与税

航空機燃料税について、令和3年度税制改正において拡充された軽減措置が、見直しを行った上、1年延長されることに伴い、航空機燃料譲与税の特例措置について、譲与割合を9分の4から13分の4に見直しを行った上、1年延長することとしていること。

2 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 金融所得課税

- ・ 高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。
- ・ デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

(2) 外形標準課税

経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(3) 国際課税

今後、令和3年10月の国際合意の実施に向け、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となる。制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める。その際、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

(4) 法人事業税の収入金額課税

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

(5) 車体課税

車体課税については、自動車業界がCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面する中、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとしたところである。車体課税の見直しに当たっては、令和3年度税制改正大綱で示した方針に基づき引き続き検討を進める。

3 改正増減収、令和4年度の地方税収入見込額等

- (1) 令和4年度の地方税制改正に伴う令和4年度の地方税の影響額として471億円の減収を見込んでいる。
- (2) 令和4年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し2兆9,625億円、7.7%増の41兆3,073億円（道府県税にあっては10.2%の増、市町村税にあっては5.7%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割3.4%の増、法人税割84.7%の増、法人事業税35.0%の増、地方消費税2.9%の増、市町村民税のうち所得割3.4%の増、法人税割74.9%の増、固定資産税（交付金を除く。）3.9%の増となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。
- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆5,978億円（前年度比7,516億円、40.7%増）である。その内訳は、地方揮発油譲与税2,291億円（同1億円、0.0%減）、石油ガス譲与税48億円（同3億円、6.7%増）、航空機燃料譲与税149億円（同29億円、16.3%減）、自動車重量譲与税2,891億円（同85億円、3.0%増）、特別とん譲与税113億円（同1億円、0.9%減）、森林環境譲与税500億円（同100億円、25.0%増）及び特別法人事業譲与税1兆9,986億円（同7,359億円、58.3%増）となっている。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

① 地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月28日改定）において、eLTAXデータの地方団体の基幹税務システムへの取り込みが可能である旨明記されたため、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知）を踏まえ、適切に対応すること。

② 地方法人二税の電子申告について、大法人は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されていること、及び、中小法人は義務化されていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められていることから、各地方団体においては、国税当局と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

なお、法人税が課されず、法人住民税について均等割のみを課されている大法人においても同様に電子申告が義務化されていることから、遺漏なく対応いただきたいこと。

③ 固定資産税（償却資産）の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、eLTAXの利便性の向上や機能改善などの環境整備を進めているところであり、各地方団体においては、引き続き、電子申告を活用して業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

④ 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものである。同システムについては、令和2年10月から令和3年9月までの1年間の実績として、払込件数（e-LTAXから地方団体への払込件数）は約533万件（前年同期：約156万件）であるが、複数団体への一括納付により、納付件数（納税者の口座から引き落とされた件数）は約111万件（前年同期：約40万件）となっている。こうした同システムの利用によるメリットは、納税者等のみならず、地方団体や指定金融機関等にも及ぶが、その効果は、利用が促進されるにつれて高まるものである。他方で、同期間ににおける納付金額約2兆円（前年同期：約8,400億円）は、令和2年度における対象税目の決算額の1割程度であることから、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きいものと考えており、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組んでいただきたいこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、e-Tax及びe-LTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

⑤ 地方税共通納税システムの対象税目について、令和3年度税制改正において、令和5年度から賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加することとされたことに加え、令和4年度税制改正において、全ての税目について、電子的に納付を行うことができるよう所要の措置を講ずることとされており、同システムの対象税目の拡大に関し、各地方団体においては、基幹税務システムの改修を確実に進めていただきたいこと。

また、対象税目拡大の具体的な実現方策の一つである地方税統一QRコードの活用についても、各地方団体において必要な準備を確実に進めていただきたいこと。

なお、上記に係るシステム改修に要する経費については、令和4年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

⑥ 多様な納税方法を用意することによる納税者の利便性向上がますます重要になってきていることを踏まえ、口座振替、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。その際、e-LTAXを通じた電子納付の納付手段の拡大に係る状況を踏まえた検討が必要であること。

⑦ 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を令和3年度中

に策定される標準化法における基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）の下、関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、当該システムを各地方公共団体が利用することを目指すこととされていること。なお、基幹税務システム（対象税目等は、法人住民税、個人住民税（森林環境税を含む。）、軽自動車税、固定資産税（都市計画税を含む。）及びこれらに係る収滞納管理）については、令和3年8月31日に公表した「税務システム標準仕様書【第1.0版】」を令和4年夏までに改定することとされていること。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、地方公共団体は、令和7年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへ移行することとされているため、各地方団体においては、その準備を進めていただきたいこと。

- ⑧ 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、令和6年度課税分から、特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされていることを踏まえ、未対応の市区町村においては早急に取り組んでいただきたいこと。
- ⑨ 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和6年度課税分から、個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされており、各市区町村において、地方税共同機構が作成した見積参考資料等を参考に、電子化に向けて基幹税務システムの改修等の作業を進めていただきたいこと。
- ⑩ 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市区町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。
- ⑪ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）（以下「平成30年実施計画」という。）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納税証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、当該統一様式の使用について、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

この他、平成30年度実施計画に盛り込まれた事項については、eLTAXを活用することにより全国統一フォーマットの下で電子的に一度の操作で申請等の対応が可能となり、地方税に関する手続における事業者の負担軽減につな

がるため、引き続き、その活用の促進に取り組んでいただきたいこと。

- (12) 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ること」とされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。
- (2) 地方税分野におけるマイナンバーの利用について、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の内容に留意し、
- ① 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する
 - ② 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む
 - ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。
- (3) 所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、令和2年度税制改正において、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じたところであるが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要である。そのためには、現に所有している者の申告制度を活用することに加え、住民基本台帳との連携を図ることが有効であり、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者についても、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することが可能であることから、適切に活用されたいこと。なお、照会にあたっては、マイナンバーが必要となることから、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けを進められたいこと。
- (4) 「地方税法」（昭和25年法律第226号）第382条に基づく登記所から市

町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、可能な限りオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知）等を参照いただきたいこと。

(5) 適格請求書等保存方式への対応等

① 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）について、次の事項に留意いただきたいこと。

ア インボイス制度開始後は、地方公共団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、一般会計及び特別会計のそれぞれの会計において、税務署への適格請求書発行事業者（以下「登録事業者」という。）の登録申請が必要であり、また、請求書等発行システムの改修を行うなどの準備が必要となる場合があることに留意の上、適切に対応いただきたいこと。

イ インボイス制度への円滑な移行のため、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただきたいこと。

ウ インボイス制度開始後は、登録事業者である滞納者の消費税課税資産を公売する場合において、買受人からインボイスの交付請求があったときは、媒介者交付特例により、執行機関が滞納者に代わってインボイスを交付することができることとされている。媒介者交付特例においては、売手から媒介者に対し、自身が登録事業者である旨を事前に通知する必要があるが、令和4年度税制改正において、公売の場合は滞納者から執行機関への事前通知は不要とされる予定である。については、執行機関は以下の点に留意いただきたいこと。

(ア) 滞納者が登録事業者であるか否かを把握すること。

(イ) 公売物品が滞納者の家事共用資産である場合、事業用割合を把握すること。

(ウ) 滞納者が登録事業者である場合、公売公告において、インボイスの交付が可能であることを周知すること。

(エ) 買受人からの交付請求に応じ、インボイスを交付すること。

(オ) 交付したインボイスの写しを保存すること。

(カ) 交付したインボイスの写しを滞納者に送付すること。なお、滞納者に

対して、買受人を秘匿しておく必要がある場合には、精算書の送付でもよいとされている。

エ 現時点におけるインボイス制度の開始に向けた国の取組等について、「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する国の取組等について（周知）」（令和4年1月20日付け自治税務局都道府県税課事務連絡）のとおり周知しているので、留意いただきたいこと。

③ その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとすることが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

(6) 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、令和2年分の所得税及び令和3年度分の個人住民税から、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加する場合が生じうこととなる。このため、これらの額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応いただきたいこと。

(7) 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたところであるが、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているので、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただき

たいこと。

- (8) ふるさと納税については、その制度趣旨を踏まえ、寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましいものであり、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組などを進めていただくことが重要であること。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認すること。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて」（令和3年6月18日付け総税市第41号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、総務省への照会を行う等、適切に対応すること。

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応すること。

- (9) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、令和2年度税制改正において控除割合の引上げや手続の簡素化等が行われたことも踏まえ、積極的な取組を進めていただきたいこと。

- (10) 地方のたばこ税に係る対応について

① 加熱式たばこの課税方式の見直し

地方のたばこ税については、平成30年度税制改正において、加熱式たばこの課税方式の見直しが行われ、平成30年度から令和4年度までの各10月1日に5段階で実施することとしていること。

② 屋外分煙施設等の整備の促進

令和4年度与党税制改正大綱において、令和3年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。」とされたところであること。

については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考

えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じているところであること。

(11) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち都市計画税減収補填特別交付金の額は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるものとされていることから、都市計画税収と同様に適切に取り扱われたいこと。

(12) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

(13) 令和3年度においても、災害が多く発生したところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

(14) 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行なうことができるが、各地方団体にあっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配意していただきたいこと。

(15) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めてい

ただきたいこと。

- (16) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。
- (17) 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者に対する徵収猶予等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について」（令和3年1月15日付け総税企第11号総務省自治税務局長通知）に沿って、柔軟かつ適切に対応いただきたいこと。
- (18) 滞納整理などの徵収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徵収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。
- (19) 税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないよう、地方税の賦課徵収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。
- (20) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。